

# 仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度実施要領

(平成25年3月28日都市整備局住環境部長決裁)

## 第1 趣旨

この要領は、仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度要綱（平成25年3月28日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 必要な書類等

1 要綱第9条第1項に規定する別に定める書類は、次の書類とする。

- (1) 防災性能説明書（様式第1-2号）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）第6条および同条の2に規定する確認を受けた建築物であることを証する書類
- (3) 建築基準法第7条および同条の2に規定する完了検査を受けた建築物であることを証する書類
- (4) 建物の性能を表す以下のいずれかの写し
  - ①要綱第7条第二号の場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第17条第3項の規定に基づく認定書及び認定に基づく改修工事に関する工事契約書の写し
  - ②要綱第7条第三号の場合は、法第22条第2項の規定に基づく認定書
- (5) 登記事項証明書（建物）
- (6) 位置図（方位を明記したもの）
- (7) 配置図
- (8) 平面図（要綱第8条第二号並びに第三号に定める箇所の寸法、面積等を明記したもの）
- (9) 立面図又は断面図（二面以上）
- (10) 現況写真（建物外観及び要綱第8条第二号並びに第三号に定める箇所の状況が判断できるもの）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 要綱第9条第2項に規定する申請に必要な添付書類は、次の書類とする。

- (1) 防災性能説明書（様式第1-2号）
- (2) 建築基準法第6条および同条の2に規定する確認を受けた建築物であることを証する書類
- (3) 位置図（方位を明記したもの）
- (4) 配置図
- (5) 平面図（要綱第8条第二号ならびに第三号に定める箇所の寸法及び面積等を明記したもの）
- (6) 立面図又は断面図（二面以上）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 要綱第14条に規定する別に定める書類のうち、要綱第13条第一号に該当する場合の書類は、次の書類とする。

- (1) 建築基準法第7条および同条の2に規定する完了検査を受けた建築物であることを証する書類
- (2) 位置図（方位を明記したもの）
- (3) 写真（建物外観）
- (4) 自主防災組織が結成されたことを証する結成総会等の記録
- (5) 自主防災組織の災害時の体制が示されているもの
- (6) 地震発生直後から数日間の、自主防災組織の対策本部の班ごとの活動内容を記載した

フローが示されているもの

(7) 当該申請に係る決議がなされていることを証する議決書又は議事録

※議決書等には、以下の事項を記載すること。

① 出席人数又は議決権数

② 当該申請に係る議案の賛成数

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

4 要綱第14条に規定する別に定める書類のうち、要綱第13条第二号に該当する場合の書類は、次の書類とする。

(1) 防災活動報告書(様式第5-1号)

(2) 建築基準法第7条および同条の2に規定する完了検査を受けた建築物であることを証する書類

(3) 位置図(方位を明記したもの)

(4) 配置図

(5) 平面図(要綱第13条第二号へからりのいずれかを選択した場合には、防災備蓄の箇所を明記すること)

(6) 写真(建物外観)

(7) 自主防災組織が結成されたことを証する結成総会等の記録

(8) 防災マニュアル

(9) 以下に示す報告書および写真

① 自主防災組織の防災訓練の状況(要綱第13条第二号ロを選択した場合に必要)

② 家具固定の状況(要綱第13条第二号ハを選択した場合に必要)

③ 地域の防災訓練への参加状況(要綱第13条第二号ニを選択した場合に必要)

④ 地域の避難所運営に関する連携の状況(要綱第13条第二号ホを選択した場合に必要)(様式第5-2号)

(地域の町内会等との会議の記録、地域の避難所運営の代表者等との協議の記録又は避難所運営事前協議の記録)

⑤ 防災備蓄の状況(要綱第13条第二号へからりのいずれかを選択した場合に必要)

(10) 当該申請に係る決議がなされていることを証する議決書又は議事録

※議決書等には、以下の事項を記載すること。

① 出席人数又は議決権数

② 当該申請に係る議案の賛成数

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

5 要綱第14条に規定する別に定める書類のうち、要綱第13条第三号に該当する場合の書類は、次の書類とする。

(1) 防災活動報告書(様式第5-1号)

(2) 建築基準法第7条および同条の2に規定する完了検査を受けた建築物であることを証する書類

(3) 位置図(方位を明記したもの)

(4) 配置図

(5) 平面図(防災備蓄の箇所を明記したもの)

- (6) 写真（建物外観）
- (7) 自主防災組織が結成されたことを証する結成総会等の記録
- (8) 防災マニュアル
- (9) 以下に示す報告書および写真
  - ① 自主防災組織の防災訓練の状況
  - ② 家具固定の状況
  - ③ 地域の防災訓練への参加状況
  - ④ 地域の避難所運営に関する連携の状況（様式第5－2号）  
（地域の町内会等の会議の記録, 地域の避難所運営の代表者等との協議の記録又は避難所運営事前協議の記録）
  - ⑤ 防災備蓄の状況
- (10) 当該申請に係る決議がなされていることを証する議決書又は議事録  
※議決書等には、以下の事項を記載すること。
  - ① 出席人数又は議決権数
  - ② 当該申請に係る議案の賛成数
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

### 第3 認定の公表等

- 1 市長は、要綱第17条第1項に規定する認定証と併せて、別紙に定める認定マークを交付する。
  - (1) 防災性能認定ならびに防災活動認定それぞれで取得できる星の数は、次の表の通りとし、認定マークに記載する星の数は、その星の数を合算したものとする。

要綱の該当事項		星の数
防災性能	防災活動	
第8条の各号のうち2項目	第13条第一号	1
第8条の各号のうち3～4項目	第13条第二号	2
第8条の各号すべて	第13条第三号	3

- 2 要綱第17条第2項に規定する公表の方法は、仙台市ホームページに掲載することにより行う。

### 第4 認定の取り消し等

- 1 要綱第10条第4項に規定する、市長が認定を行うことができない事由があると認めるときとは、対象建築物の建設に関して近隣住民との間の訴訟が起きているなど、建築計画の内容に変更が生じる可能性がある場合とする。
- 2 要綱第20条第1項第六号に規定する、その他、市長が認定を取り消す必要があると認めるときとは、対象建築物の建設に関して近隣住民との間の訴訟が起きているなど、建築計画の内容に変更が生じる可能性がある場合とする。

## 第5 様式

要綱に規定する様式は次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別記様式
第9条	仙台市杜の都防災力向上マンション（防災性能）認定申請書	第1-1号
第9条	防災性能説明書	第1-2号
第10条第1項 及び第2項 第15条第1項	仙台市杜の都防災力向上マンション認定通知書	第2号
第10条第3項 第15条第3項	仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度審査結果の通知書	第3号
第14条	仙台市杜の都防災力向上マンション（防災活動）認定申請書	第4号
第14条	防災活動報告書	第5-1号
第14条	地域の避難所運営に関する協議報告書	第5-2号
第17条第1項	仙台市杜の都防災力向上マンション認定証	第6号
第18条第1項	仙台市杜の都防災力向上マンション認定変更申請書	第7号
第18条第2項	仙台市杜の都防災力向上マンション認定変更承認通知書	第8号
第19条第2項	仙台市杜の都防災力向上マンション認定制度防災活動状況報告書	第9号
第11条 第16条	仙台市杜の都防災力向上マンション認定申請取り下げ申請書	第10-1号
第20条第1項 第二号	仙台市杜の都防災力向上マンション認定取消申請書	第10-2号
第20条第2項	仙台市杜の都防災力向上マンション認定取消通知書	第11号

## 第6 認定マーク

別紙

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年11月14日改正）

この要領は、平成26年11月14日から実施する。

附 則（平成27年5月28日改正）

この要領は、平成27年6月1日から実施する。

附 則（平成31年4月26日改正）

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月18日改正）

この要領は、令和4年4月1日から実施する。